

原議保存期間 10年
(平成29年12月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第5号、丙交指第5号
平成19年2月6日
警察庁交通局長

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて

この度、今後における駐車秩序の一層の改善を図るため、下記により駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しを行うこととしたので、各都道府県警察においては、所要の施策を推進するとともに、下記1及び2に係る都道府県公安委員会の定め(以下「公安委員会規則等」という。)については、平成19年6月1日までの施行を目途として必要な改正を行うこととされたい。

記

1 駐車規制からの除外措置の在り方の見直し

(1) 駐車規制からの除外措置の対象範囲の見直し

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第2項の規定に基づき、都道府県公安委員会が公安委員会規則等によって駐車規制から除外する措置の対象とする車両は、次に掲げる範囲のものに整理すること。この場合において、日本郵政公社の車両のうち、専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配に使用する車両以外の車両については、除外措置の対象としないこと。また、下記ア及びイに掲げる車両のうち外形上当該用務に使用中であることを明らかにする必要のあるもの及び下記ウに掲げる車両については、標章を交付することとして、当該標章が掲出され、かつ、当該標章に係る用務に使用中である場合に限り駐車規制の対象から除外することとする。

ア 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの及び当該用務の客体であってこれら車両と一体と認めるべきもの

イ 道路維持作業用自動車その他の車両であって、アの用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの

ウ 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両及び患者輸送車その他

専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であってその輸送に使用中のもの

(2) 標章の交付手続等

標章を不正に使用する事案を防止するため、標章の交付及び返納の手続について、標章の目的外使用の禁止、不正に使用した場合における返納等の措置に係る公安委員会規則等の規定を整備すること。

(3) その他

法第4条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が公安委員会規則等によって通行禁止規制その他の駐車規制以外の規制の対象から除外する措置の対象とする車両についても、(1)に準じて整理すること。

2 駐車許可の在り方の見直し

(1) 駐車許可の運用の見直し

法第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分(法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び法第45条第2項の無余地となる場所を除く。)に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回る時に行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではないことを踏まえ、駐車許可の対象を特定の用務に限定する運用を行っている場合には、その見直しを行うこと。なお、駐車が道路使用行為の一部を構成する場合には、道路使用許可の手続によるべきことに留意すること。

(2) 駐車許可の手続の見直し

ア 適切な審査の実施

上記のとおり、駐車許可の是非は、当該申請に係る場所が駐車規制のみが行われている道路の部分にあることを確認の上、当該駐車に係る特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量することにより決すべきものであるから、駐車許可の申請に対しては、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行うこと。

イ 審査の迅速化

各警察署管内において、駐車許可が可能と認められる道路の部分及び時間帯の抽出検討を平素から行い、当該道路の部分及び時間帯に係る許可申請の審査の迅速化を図ること。

ウ 許可手続の合理化

日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、
(ア) 複数の場所に連続的に駐車することとなるもの
(イ) 特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの
については、申請手続が煩瑣となることを避けるため、複数の申請を包括して一件の申請・許可(証)で行うことを考慮すること。

エ 駐車許可申請の受付窓口の整備等

夜間休日における申請受理窓口の整備等を図るものとする。

3 駐車規制の見直しの継続

駐車に関する交通規制については、「きめ細かな駐車規制の実施について」(平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号、丙交指発第3号)及び「更なる駐車規制の見直しの実施について」(平成18年1月24日付け警察庁丙規発第4号、丙交指発第3号)等により見直しを推進してきたところであるが、今後とも見直しを継続すること。なお、見直しに当たっては、以下の諸点に留意すること。

(1) 地域住民等の合意に基づく要望意見への積極的対応

駐車規制は、交通参加者や地域住民の要望意見に十分配慮しつつ、交通の安全と円滑の観点から適切に判断して、その実施又は緩和を行うべきものであることは言うまでもないが、今後の見直しに当たっては、特に駐車規制の緩和に係る要望意見であって、地域住民等の合意に基づき具体的な道路の部分特定して行われるものについて、道路交通に危険を生ずるなどの特段の事情がある場合を除き、積極的な検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を講ずることとする。

(2) 物流の必要性への配慮

物流業務が国民生活上重要な役割を果たしている一方、中心市街地を始めとする都市内において無秩序な道路上での荷捌き等が交通渋滞等を引き起こしている例もあるところ、例えば、貨物の積卸し又は集配のために貨物自動車駐車することが真に必要な不可欠と認められる道路の部分について一定の条件下で貨物自動車を駐車規制の対象から除くこととするなど、物流の必要性について配慮した駐車規制の見直しに努めること。

(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討

路上における短時間の駐車需要が高いと認められる道路の部分(路外駐車施設が設置されていてもなお当該需要が高いと認められる道路の部分を含む。)について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制の実施を検討すること。

また、時間制限駐車区間規制を実施する時間帯以外の時間帯における駐

車規制（いわゆる「裏規制」）の見直しを推進すること。

4 標章又は駐車許可証の不正使用事案等への厳正な対処

1（1）の標章又は駐車許可証の不正使用事案等の違法行為については、国民の間に著しい不公平感を生じさせかねないことを踏まえ、平素より駐車監視員との連携を強化するなどしてこの種事案の端緒把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

5 駐車施設の整備等の働き掛け

駐車需要に対応した駐車施設の確保を図るため、地方公共団体等に対し、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3章に規定する路上駐車場及び同法第4章に規定する路外駐車場の整備並びに同法第5章に規定する駐車施設の附置に係る条例の整備（見直しを含む。）等の働き掛けを推進すること。